

(別紙) 本件意匠の構成態様

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 構成態様	ア	正面視及び背面視において長方形の立体構造であること。			ア	正面視及び背面視においてその輪郭は長方形である。
	イ	開口部の位置が同位置である大小2つの収納部を重ねた構造であること。	ア	携帯用充電器と同サイズの大型収納部と、タバコパッケージと同サイズの小型収納部の大小2つの収納部が両収納部の開口部の高さを合わせた状態で前後に重ね合い一体となっている点	イ	正面側に小型収納部が、背面側に大型収納部が重ね合わせて設置されている。
	ウ	背面部の上部を正面中心部まで伸長した、小型収納部の幅よりも細い半楕円形のベルトを備えていること。	イ	背面の生地を正面中心部まで伸長させた扇形状のベルトを備えている点	ウ	背面部の上端を正面まで伸長させたベルトを備えている。
			ウ	背面部にケース本体を吊り下げたための半楕円形のバネ式フックがついている点	エ	背面部に半楕円形のバネ式フックが設置されている。
具体的 構成態様	ア	背面側に携帯用充電器と同じ大きさの収納部があり、正面側にタバコパッケージと同じ大きさの収納部があること。			ア	大型収納部の幅や高さは携帯用充電器とほぼ同じであり、小型収納部の幅や高さはタバコパッケージとほぼ同じである。各収納部の幅はほぼ同一である。
	イ	両収納部の収納部が上部にあること。	ア	両収納部の開口部が上部に設置されている点	イ	大型収納部と小型収納部の開口部(収納口)は上側に設置されており、その高さはほぼ同じである。
					ウ	小型収納部の底部は大型収納部の底部よりも上側に設置されており、正面視及び側面視において段をなしている。
	ウ	小型収納部の四隅に孔が空いていること。	イ	小型収納部の左右に孔が開いている点	エ	小型収納部の四隅が切り欠かれている。
	エ	大型収納部の左側面には、透明のフィルムが設置された窓部があること。	オ	大型収納部左側面に携帯用充電器の残電量を確認するための窓部が設置され、透明のフィルムが備え付けられている点	オ	大型収納部の左側面には、透明のフィルムが備え付けられた窓部が設置されている。
	オ	底面中央に、携帯用充電器のプラグと同じ大きさの孔があいていること。	エ	大型収納部底面に充電用孔が開いている点	カ	大型収納部の底面中央に携帯用充電器のプラグとほぼ同じ大きさの孔が開いている。
					キ	ベルトは平坦で、背面部の上端から絞り込まれて正面中心部まで伸長し、その幅は大半均一で、小型収納部の幅よりも細く、先端が半楕円形をしている。
	カ	ベルトの先端には金属製の留め具があること。	ウ	背面部から伸長されたベルトの先端近くに金属製の留め具が設置されている点	ク	ベルトの表面の先端近くに金属製の留め具(バックル)が設置されている
	キ	背面部は平らであること。	カ	背面部が平坦である点	ケ	背面部は平坦である。
					コ	表面は薄茶色であり、一般的な動物の皮を模した生地が用いられている。

(別紙)被告意匠の構成態様

	原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的 構成態様	ア	正面視及び背面視において長方形の立体構造であること。			ア	正面視及び背面視においてその輪郭は長方形である。
	イ	小型収納部が底面に設置されている大小2つの収納部を重ねた構造であること。	ア	携帯用充電器と同サイズの大型収納部と、タバコパッケージと同サイズの小型収納部の大小2つの収納部が両収納部の底面の高さをそろえた状態で前後に重なり合うように一体となっていることで、小型収納部にクリナーも収納できる点	イ	正面側に小型収納部が、背面側に大型収納部が重ね合わせて設置されている。
	ウ	背面部の上部を正面中心部まで伸長した、小型収納部の幅よりも細い半楕円形のベルトを備えていること。	イ	背面の生地を正面中心部まで伸長させた扇形状のベルトを備えている点	ウ	背面部の上端を正面まで伸長させたベルトを備えている。
			ウ	背面部にケース本体を吊り下げるためのカラビナがついている点	エ	背面部にカラビナが設置されている。
具体的 構成態様	ア	背面側に携帯用充電器と同じ大きさの収納部があり、正面側にタバコパッケージと同じ大きさの収納部があること。			ア	大型収納部の幅や高さは携帯用充電器とほぼ同じであり、小型収納部の幅や高さはタバコパッケージとほぼ同じである。各収納部の幅はほぼ同一である。
	イ	両収納部の収納部が上部にあること。	ア	両収納部の開口部が上部に設置されている点	イ	大型収納部と小型収納部の開口部(収納口)は上側に設置されており、小型収納部の開口部が大型収納部の開口部よりも下側に設置されている。
					ウ	両収納部の底部の位置はほぼそろえられている。
	ウ	小型収納部の四隅に孔が空いていること。	イ	小型収納部の左右に孔が開いている点	エ	小型収納部の四隅が切り欠かれている。
	エ	大型収納部の左側面に窓部があること。	エ	大型収納部左側面に携帯用充電器の残電量を確認するための窓部が設置されている点	オ	大型収納部の左側面には、空洞の窓部が設置されている。
	オ	底面中央に、携帯用充電器のプラグと同じ大きさの孔があいていること。	ウ	大型収納部底面に充電用孔が開いている点	カ	大型収納部の底面中央に携帯用充電器のプラグとほぼ同じ大きさの孔が開いている。
					キ	ベルトは平坦で、背面部の上端から絞り込まれて正面中心部まで伸長し、その幅は大半均一で、小型収納部の幅よりも細く、先端が半楕円形をしている。
					ク	ベルトの表面の先端部分は平坦である。
	カ	背面部にベルト通しがあるものがあること。	オ	背面部にベルト通しが設置されている点	ケ	被告意匠1, 2, 4ないし6では、背面部に幅約5cmのベルト通しが設置されている。被告意匠3では、背面部が平坦である。
					コ	被告意匠2ないし6では、デニム、ダイヤ、ハート、バラの花及びびん(スタッズ)のキルティングないし柄付の生地が用いられている。被告意匠1では、無地の生地が用いられている。また、被告意匠の表面の色は、別紙「本件意匠及び被告意匠の構成」の【別紙物件目録1】ないし【別紙物件目録6】のとおりである。

## 引用意匠

証拠番号	写真	名称・他	オークション 開始日	出品者	背面から ベルト	2段構造	底面充電 用孔	左側面充 電量確認 用の孔	ベルトのア クセサリ パーツ	ベルトの 止め方	ベルト形 状
原告意匠 (甲4)			出願日 H28.6.20		○	○2段縦	○	○	○	磁石	絞り込み
1 乙1の1, 40の1		IQOSアイコケース ブラックレザー	H28.5.17	uj_factory5	○	○2段縦	○	○	○	磁石	絞り込み
2 乙1の2, 40の2		IQOS専用 デニム ケース 電子タバコ フック付き	H28.6.2	reborn200 9.k.k.k	○	○2段縦	○	○	○	磁石	絞り込み
3 乙1の3, 40の3		IQOSアイコケース レザー	H27.10.29	ulutrara19 80	○	○ 2段横	○	○	○	紐	同じ幅
4 乙1の4, 40の4		iqos アイコス 本体 収納 ケース 送込 真鍮コンチョ	H28.6.15	nuscloser	○	○ 2段縦	○	○	○	磁石	絞り込み
5 乙1の5, 40の5		iQOS アイコス レ ザーケース 牛革 白 特注品 1	H28.2.5	momotya ...	○	○ 2段縦	なし	なし	なし	磁石	同じ幅
6 乙1の6, 40の6		アイコス iqos 本体 収納 レザー ケー ス ターコイズ	H28.6.12	nyscloser	○	○ 2段縦	○	○	○	磁石	先端ラウ ンド
7 乙1の7, 40の7		iQOS アイコス レ ザーケース 栃木レ ザー キャメル	H28.2.23	makagio4	○	○ 2段横	○	○	○	紐	同じ幅
8 乙1の8, 40の8		iQOS(アイコス)レ ザーヌメ革ケース コ ンチョ付	H28.6.12	jonn7111	○	○ 2段縦	なし	なし	○	磁石	絞り込み
9 乙1の9, 40の9		栃木レザー iQOS(ア イコス)ヌメ革ケース ピンテージ風	H28.6.2	namastera o1961	○	○ 2段 縦	○	○	○	磁石	絞り込み



(別紙)本件意匠と被告意匠の対比

	本件意匠		被告意匠	
基本的 構成態様	ア	正面視及び背面視においてその輪郭は長方形状である。	ア	正面視及び背面視においてその輪郭は長方形状である。
	イ	正面側に小型収納部が、背面側に大型収納部が重ね合わせて設置されている。	イ	正面側に小型収納部が、背面側に大型収納部が重ね合わせて設置されている。
	ウ	背面部の上端を正面まで伸長させたベルトを備えている。	ウ	背面部の上端を正面まで伸長させたベルトを備えている。
	エ	背面部に半楕円形のパネ式フックが設置されている。	エ	背面部にカラビナが設置されている。
具体的 構成態様	ア	大型収納部の幅や高さは携帯用充電器とほぼ同じであり、小型収納部の幅や高さはタバコパッケージとほぼ同じである。各収納部の幅はほぼ同一である。	ア	大型収納部の幅や高さは携帯用充電器とほぼ同じであり、小型収納部の幅や高さはタバコパッケージとほぼ同じである。各収納部の幅はほぼ同一である。
	イ	大型収納部と小型収納部の開口部(収納口)は上側に設置されており、その高さはほぼ同じである。	イ	大型収納部と小型収納部の開口部(収納口)は上側に設置されており、 <u>小型収納部の開口部が大型収納部の開口部よりも下側に設置されている。</u>
	ウ	<u>小型収納部の底部は大型収納部の底部よりも上側に設置されており、正面視及び側面視において段をなしている。</u>	ウ	<u>両収納部の底部の位置はほぼそろえられている。</u>
	エ	小型収納部の四隅が切り欠かれている。	エ	小型収納部の四隅が切り欠かれている。
	オ	大型収納部の左側面には、 <u>透明のフィルムが備え付けられた窓部が設置されている。</u>	オ	大型収納部の左側面には、 <u>空洞の窓部が設置されている。</u>
	カ	大型収納部の底面中央に携帯用充電器のプラグとほぼ同じ大きさの孔が開いている。	カ	大型収納部の底面中央に携帯用充電器のプラグとほぼ同じ大きさの孔が開いている。
	キ	ベルトは平坦で、背面部の上端から絞り込まれて正面中心部まで伸長し、その幅は大平均一で、小型収納部の幅よりも細く、先端が半楕円形をしている。	キ	ベルトは平坦で、背面部の上端から絞り込まれて正面中心部まで伸長し、その幅は大平均一で、小型収納部の幅よりも細く、先端が半楕円形をしている。
	ク	ベルトの表面の先端近くに <u>金属製の留め具(バックル)が設置されている。</u>	ク	ベルトの表面の先端部分は平坦である。
	ケ	背面部は平坦である。	ケ	被告意匠1, 2, 4ないし6では、背面部に幅約5cmのベルト通しが設置されている。被告意匠3では、背面部が平坦である。
	コ	表面は薄茶色であり、 <u>一般的な動物の皮を模した生地が用いられている。</u>	コ	被告意匠2ないし6では、 <u>デニム、ダイヤ、ハート、バラの花及び鉆(スタッズ)のキルティングないし柄付の生地が用いられている。</u> 被告意匠1では、 <u>無地の生地が用いられている。</u> また、被告意匠の表面の色は、別紙「本件意匠及び被告意匠の構成1の【別紙物件目録1】ないし【別紙物件目録6】のとおりである。